

国家戦略特別区域基本方針の一部変更について

1. 国家戦略特区の「新たな目標の設定」

国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、平成29年度末までの2年間を「**集中改革強化期間**」として位置づけるとともに、残された「**岩盤規制**」の改革、事業実現のための「**窓口機能の強化**」を「新たな目標」として設定。

(ア) 残された「**岩盤規制**」の改革として、以下を重点的に取り組むべき分野・事項とする。

- ・ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
- ・ 公共施設等運営権方式の活用等による「インバウンド」の推進
- ・ 幅広い分野における「シェアリングエコノミー」の推進
- ・ 幅広い分野における事業主体間の「イコールフットリング」の実現
- ・ 特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
- ・ 地方創生に寄与する「第一次産業」や「観光」分野等の改革 など

(イ) 事業実現のための「**窓口機能の強化**」として、全国各地の民間事業者や地方公共団体が直面している制度面での阻害要因について、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、あらゆる事業の実現を図るための「**窓口(ゲートウェイ)**」としての機能について、経済団体等とのより密接な連携のもと、一層の強化を図る。

2. 平成28年度税制改正により実現した事項

1 所得控除制度【新設】（平成30年3月31日までの時限措置）

創業5年以内のスタートアップ企業の立ち上げを支援するため、下記の要件を満たす法人について、法人課税所得の**20%**を控除できる制度。

① 対象事業

- 国家戦略特区の規制の特例メニューが **重要な役割** を果たすもの。
- 「**医療**」「**国際**」「**農業**」「**IoT**」分野のもの。

② 法人の指定要件

- **特区指定の日以後に設立された創業5年以内の法人**。（指定期限：平成30年3月31日）
- **専ら**区域計画に定められた対象事業を実施すること。
- 特区内に本店又は主たる事務所を有すること。

※一定の補助的業務のみ実施し、常勤従業員数の20%以下の事業所であれば、特区外でも設置可。

2 設備投資減税【延長】（平成30年3月31日までの時限措置）

特区内で**設備投資**を行う企業を税制支援する①特別償却又は税額控除、②研究開発税制の特例及び③固定資産税の特例について、適用期限を**2年間延長**。（平成26年度創設）

		対象資産	現行措置 (H28.3.31まで)	改正後 (H28.4.1～H30.3.31)
①特別償却、 特別控除 (どちらか選択)	特別償却	機械・装置等	50%	50%
		建物等	25%	25%
	税額控除	機械・装置等	15%	15%
		建物等	8%	8%
②研究開発税制	税額控除	機械・装置等	減価償却費の20%	減価償却費の20%
③固定資産税の特例	課税標準特例	機械・装置等	1/2	1/2

○ その他、所要の時点修正を行う。